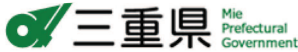


本文へ Foreign Languages

文字サイズ変更 元に戻す 縮小 拡大

色の変更 標準 青 黄 黒

Q サイト内検索  検索
[ホーム](#)
[くらし・環境](#)
[防災・防犯](#)
[健康・福祉・子ども](#)
[スポーツ・教育・文化](#)
[観光・産業・しごと](#)
[まちづくり](#)
[県政・お知らせ情報](#)
[組織・業務](#)

現在位置: [トップページ](#) > [まちづくり](#) > [すまい](#) > [建築基準](#) > [建築安全](#) > 緊急輸送道路等沿道の建築物の耐震化について  
 担当所属: [県庁の組織一覧](#) > [県土整備部](#) > [建築開発課](#) > [建築安全班](#)

### 建築基準

- 建築基準法
- 建築関係規定
- 建築安全

### e-すまい三重

LINEで送る

印刷する



ゆとりある住まいづくりのために…

## 緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化について

### ■ 第1次緊急輸送道路を耐震診断を義務付ける道路として指定しています。

大規模な地震により、緊急輸送道路など防災上重要な道路の沿道建築物が倒壊した場合、多数の住民の円滑な避難、救急・消防活動における緊急車両の通行等を困難とするおそれがあります。

そのため、三重県では、防災上特に重要な三重県地域防災計画に定める第1次緊急輸送道路<sup>(※)</sup>を、耐震診断を義務付ける道路として指定し、これらの避難路沿道建築物について、耐震診断の実施を義務付けています。

※ 第1次緊急輸送道路の詳細は、[三重県緊急輸送道路ネットワーク計画](#)をご参照ください。

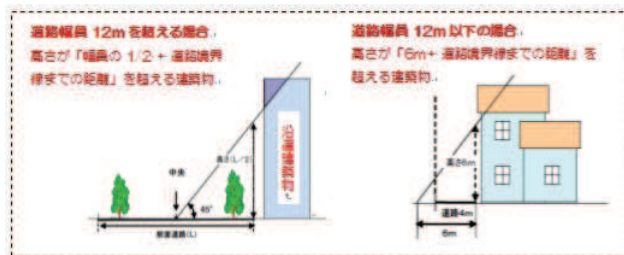
### 対象建築物

第1次緊急輸送道路沿道の昭和56年5月31日以前に新築工事に着手した建築物で、前面道路の過半を閉塞するおそれのある建築物<sup>(※)</sup>〔要安全確認計画記載建築物〕の所有者は、建築物の耐震診断を行うことが義務付けられています。対象建築物の所有者の方に対しては、所管行政庁から個別に連絡をしています。

なお、耐震診断の結果、耐震性が低い場合は、耐震補強を実施してください。



※ 前面道路の過半を閉塞するおそれのある建築物（高さ6m以上）



### 耐震診断結果の報告

【耐震診断結果の報告期限】

平成33年（令和3年）3月31日まで

【報告書様式および添付図書】

報告先となる所管行政庁により異なる場合がありますので、事前に所管行政庁へご確認ください。

- 耐震診断の結果の報告書（規則第1号様式）
- 三重県耐震改修の促進に関する施行細則第4条第2項に規定する書類

【参考】

- 【記入例】耐震診断の結果の報告書（規則第1号様式）
- 耐震診断の結果の報告書の提出図書等一覧表（避難路沿道建築物）

### 耐震診断・耐震改修への支援制度

国及び県では耐震診断が義務付けられた要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物）に対する支援を行っています。

この支援制度を利用するためには、市町による補助制度が必要なため、まずは建築物が所在する市町に補助制度の活用が可能か確認をお願いします。

詳細については、[こちら](#)をご覧ください。

### ■ 第1次緊急輸送道路以外の道路の沿道の建築物の耐震化

三重県では、第1次緊急輸送道路を、耐震診断を義務付ける道路として指定していますが、それ以外の道路沿道の建築物の耐震化もまちの安全のためには重要です。

三重県では、沿道の建築物の耐震化を促進するため、適宜必要な指示を行い、これに従わない場合はその旨を公表する道路として、第2次緊急輸送道路<sup>(※)</sup>を指定しています。沿道で道路を閉塞するおそれのある建築物は、耐震診断・耐震改修をしていただくようお願いします。

※ 第2次緊急輸送道路の詳細は、[三重県緊急輸送道路ネットワーク計画](#)をご参照ください。

## 本ページに関する問い合わせ先

### 三重県 県土整備部 建築開発課 建築安全班

〒514-8570 津市広明町13番地（本庁4階）

電話番号：059-224-2752 ファクス番号：059-224-3147 メールアドレス：[kenchiku@pref.mie.lg.jp](mailto:kenchiku@pref.mie.lg.jp)

## より良いウェブサイトにするためにみなさまのご意見をお聞かせください

お求めの情報は充分掲載されていませんか？

充分だった

ぶつう

足りなかった

このページの内容や表現は分かりやすかったですか？

分かりやすかった

ぶつう

分かりにくかった

この情報はすぐに見つけられましたか？

すぐに見つかった

ぶつう

時間がかかった

送信する

ページID：000184580

[このページのトップへ](#)

[リンク・著作権・免責事項・ダウンロード](#) | [個人情報保護ポリシー](#) | [ウェブアクセシビリティ](#) | [サイトに関するご意見・お問い合わせ](#)



三重県庁

〒514-8570 三重県津市広明町13番地 三重県庁電話案内：059-224-3070 法人番号5000020240001

[県庁案内](#)

各ページの記載記事、写真の無断転載を禁じます。 Copyright © 2015 Mie Prefecture, All rights reserved.